

縄文遺跡群ロゴマーク使用基準

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部

平成 24 年 12 月 14 日 制定

縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（以下「推進本部」という。）が作成した、「縄文遺跡群ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、「北海道・北東北の縄文遺跡群（仮称）」（以下「縄文遺跡群」という。）のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用することで認知度を高めるとともに、縄文遺跡群を未来へ引き継ぐ取組を推進することを目的とする。

（デザインの基準）

第2条 ロゴマークのデザインは、別添「縄文遺跡群ロゴマークガイドライン」に基づくものとする。

（申請の事務）

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局及び推進本部を構成する道県及び市町（以下「事務局等」という。）が行う。

（使用の申請）

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）」を、別に定める各地域の申請窓口に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）事務局等が縄文遺跡群の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- （2）新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合
- （3）その他推進本部が申請を要しないと認めた場合

（使用基準）

第5条 事務局等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- （1）縄文遺跡群のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- （2）特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- （3）特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- （4）不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- （5）第2条に規定する、「縄文遺跡群ロゴマークガイドライン」に反する使用のおそれがある場合
- （6）法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- （7）事務局等が実施する事業の妨げになるおそれがある場合

(8) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、縄文遺跡群の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、広報誌、封筒、名刺等の媒体。
- (2) その他、普及啓発が期待できる媒体。

(使用承認)

第7条 事務局等は、第4条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」により通知するものとする。

2 事務局等は、審査の結果、不適当と認められる場合は、「縄文遺跡群ロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)」により通知するものとする。

(使用承認の期間)

第8条 使用承認の期間は、承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第4条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第10条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第11条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第12条 事務局等は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第13条 事務局等は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第14条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、事務局等は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局等に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(疑義等)

第 15 条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局等と使用者が協議して定めるものとする。

附 則

平成 26 年 7 月 11 日一部改正

平成 27 年 11 月 2 日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 8 日一部改正

年 月 日

【申請者】

郵便番号

住 所

企業・団体等名（個人の場合は不要）

職・氏名（個人の場合は氏名）

電話番号

メールアドレス

縄文遺跡群ロゴマーク使用承認申請書

縄文遺跡群ロゴマークを使用したいので、使用基準を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 申請者の区分（いずれかにチェックしてください。）

☐ 個人申請

☐ 企業・団体申請

2 申請区分

☐ 新規

☐ 継続（前回承認番号： 年 月 日 第 号）

3 使用内容（店舗、工作物等に使用する場合には、設置場所も記載してください。）

4 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付資料（次の添付資料一覧にチェックしてください。）

☐ 制作物等の写真又はイメージ図などの資料（工作物の場合は設置位置図・設計図等を含む）

☐ (※) 申請者の住所、氏名等を記載した返信用封筒（切手を貼付したもの）

☐ (※) ロゴマークを記録する電子媒体（ケース付き）

(※) については、ロゴマークのデータファイルを電子メールで送受信できる場合には不要。

第 号
年 月 日

(申請者) 殿

承認者名

縄文遺跡群ロゴマーク使用承認書

年 月 日付けで申請のありました、ロゴマークの使用について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用内容

<留意事項>

- 1 承認された内容以外には使用できません。
- 2 使用内容に変更がある場合及び承認された使用期間の満了後に引き続き使用する場合は、縄文遺跡群ロゴマーク使用基準第4条に基づく申請が必要です。

第 号
年 月 日

(申請者) 殿

承認者名

縄文遺跡群ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたロゴマークの使用について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

1 不承認の理由

縄文遺跡群ロゴマーク使用の申請窓口

申請者の所在地	申請先	所在地
北海道全域 (下記地域を除く)	北海道環境生活部文化局 文化振興課縄文世界遺産推進室	〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道函館市	函館市教育委員会生涯学習部 文化財課兼世界遺産登録推進室	〒040-8666 北海道函館市東雲町 4-13
北海道千歳市	千歳市教育委員会 埋蔵文化財センター	〒066-0001 北海道千歳市長都 42-1
北海道伊達市	伊達市噴火湾文化研究所	〒052-0024 北海道伊達市鹿島町 20-1
北海道森町	森町教育委員会 社会教育課	〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町 132
北海道洞爺湖町	洞爺湖町教育委員会社会教育課	〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58
青森県青森市	青森市教育委員会事務局 文化財課	〒030-0801 青森市新町 1-3-7 青森市役所駅前庁舎 3 階
青森県弘前市	弘前市教育委員会 文化財課	〒036-1393 弘前市大字賀田 1-1-1 岩木総合庁舎
青森県八戸市	八戸市埋蔵文化財センター 是川縄文館	〒031-0023 八戸市是川字横山 1
青森県つがる市	つがる市教育委員会 社会教育文化課	〒038-3138 つがる市木造若緑 52
青森県外ヶ浜町	外ヶ浜町教育委員会 社会教育課	〒030-1393 外ヶ浜町字蟹田高銅屋 44-2
青森県七戸町	七戸町教育委員会 世界遺産対策室	〒039-2592 七戸町字七戸 31-2
岩手県全域 (下記地域を除く)	岩手県文化スポーツ部 文化振興課	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県一戸町	一戸町教育委員会 世界遺産登録推進室	〒028-5316 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野 2 御所野縄文博物館内
秋田県全域 (下記地域を除く)	秋田県教育庁 生涯学習課文化財保護室	〒010-8580 秋田県秋田市山王 3 丁目 1-1
秋田県鹿角市	鹿角市教育委員会 大湯ストーンサークル館	〒018-5421 秋田県鹿角市十和田大湯万座 45
秋田県北秋田市	北秋田市教育委員会 生涯学習課文化係	〒018-3312 秋田県北秋田市花園町 10-5 北秋田市民ふれあいプラザ内
上記地域以外の 全域	縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局 (青森県庁世界文化遺産登録推進室内)	〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

※様式第 1 号（縄文遺跡群ロゴマーク使用承認申請書）は、申請者の所在地に対応した申請先に提出してください。